

2. 持続可能な社会構築のための国内外の動向

2.1. SDGsとは

地球規模で人やモノ等が移動する国際社会の下では、気候変動、自然災害、感染症といった地球規模の課題も全世界的に連鎖して発生し、経済成長や社会問題にも波及して深刻な影響を及ぼす時代になってきています。

このような状況を踏まえ、2015年(平成27年)9月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(「2030アジェンダ」)は、開発途上国の開発に関する課題にとどまらず、世界全体の「経済」「社会」「環境」を調和させる統合的取組として作成されました。そのため、2030アジェンダは先進国と開発途上国が取り組むべき共通の目標として採択され、その中に「持続可能な開発目標(SDGs)」として17のゴール(目標)と169のターゲット(達成基準)が掲げされました。

日本でも、2030アジェンダの実施に取り組むための国家戦略として、「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」を2016年(平成28年)12月に策定しました。同方針では、「持続可能で強靭、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」をビジョンとして掲げており、地方自治体や企業等へ広く普及することが期待されています。

また、本町においても、SDGsの17の目標と町が現在取り組む事業を結びつけ、注力すべき課題の明確化、経済・社会・環境の三側面の相互関連性の把握により、地域課題の解決・SDGsの達成に向けた動きを促進するものとしています。



(出典：国連開発計画)

図 2-1 SDGs の17のゴール

2.2. 持続可能な開発目標

SDGsの全17のゴール(目標)及び全169のターゲット(達成基準)を以下に示します。

表 2-1 SDGs のゴール・ターゲット

ゴール	ターゲット	
 <p>1 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	1.1	2030年までに、現在1日1.25ドル未満で生活する人々と定義される極度の貧困をあらゆる場所で終わらせる。
	1.2	2030年までに、各國定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、全ての年齢の男性、女性、子供の割合を半減させる。
	1.3	各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度及び対策を実施し、2030年までに貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する。
	1.4	2030年までに、貧困層及び脆弱層をはじめ、全ての男性及び女性が、基礎的サービスへのアクセス、土地及びその他の形態の財産に対する所有権と管理権限、相続財産、天然資源、適切な新技術、マイクロファイナンスを含む金融サービスに加え、経済的資源についても平等な権利を持つことができるよう確保する。
	1.5	2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靭性(レジリエンス)を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に曝露や脆弱性を軽減する。
	1.a	あらゆる次元での貧困を終わらせるための計画や政策を実施するべく、後発開発途上国をはじめとする開発途上国に対して適切かつ予測可能な手段を講じるため、開発協力の強化などを通じて、さまざまな供給源からの相当量の資源の動員を確保する。
	1.b	貧困撲滅のための行動への投資拡大を支援するため、国、地域及び国際レベルで、貧困層やジェンダーに配慮した開発戦略に基づいた適正な政策的枠組みを構築する。
 <p>2 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を推進する</p>	2.1	2030年までに、飢餓を撲滅し、全ての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。
	2.2	5歳未満の子供の発育阻害や消耗性疾患について国際的に合意されたターゲットを2025年までに達成するなど、2030年までにあらゆる形態の栄養不良を解消し、若年女子、妊婦・授乳婦及び高齢者の栄養ニーズへの対処を行う。
	2.3	2030年までに、土地、その他の生産資源や、投入財、知識、金融サービス、市場及び高付加価値化や非農業雇用の機会への確実かつ平等なアクセスの確保などを通じて、女性、先住民、家族農家、牧畜民及び漁業者をはじめとする小規模食料生産者の農業生産性及び所得を倍増させる。
	2.4	2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壤の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靭(レジリエント)な農業を実践する。
	2.5	2020年までに、国、地域及び国際レベルで適正に管理及び多様化された種子・植物バンクなども通じて、種子、栽培植物、飼育・家畜化された動物及びこれらの近縁野生種の遺伝的多様性を維持し、国際的合意に基づき、遺伝資源及びこれに関連する伝統的な知識へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を促進する。
	2.a	開発途上国、特に後発開発途上国における農業生産能力向上のためには、国際協力の強化などを通じて、農村インフラ、農業研究・普及サービス、技術開発及び植物・家畜のジーン・バンクへの投資の拡大を図る。
	2.b	ドーハ開発ラウンドのマンデートに従い、全ての農産物輸出補助金及び同等の効果を持つ全ての輸出措置の同時撤廃などを通じて、世界の市場における貿易制限や歪みを是正及び防止する。
	2.c	食料価格の極端な変動に歯止めをかけるため、食料市場及びデリバティブ市場の適正な機能を確保するための措置を講じ、食料備蓄などの市場情報への適時のアクセスを容易にする。

2. 持続可能な社会構築のための国内外の動向

ゴール	ターゲット	
 <p>3. すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する</p>	3. 1	2030年までに、世界の妊娠婦の死亡率を出生10万人当たり70人未満に削減する。
	3. 2	全ての国が新生児死亡率を少なくとも出生1,000件中12件以下まで減らし、5歳以下死亡率を少なくとも出生1,000件中25件以下まで減らすことを目指し、2030年までに、新生児及び5歳未満児の予防可能な死亡を根絶する。
	3. 3	2030年までに、エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する。
	3. 4	2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。
	3. 5	薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。
	3. 6	2020年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。
	3. 7	2030年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスを全ての人々が利用できるようにする。
	3. 8	全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセス及び安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を達成する。
	3. 9	2030年までに、有害化学物質、並びに大気、水質及び土壤の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。
	3. a	全ての国々において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の実施を適宜強化する。
	3. b	主に開発途上国に影響を及ぼす感染性及び非感染性疾患のワクチン及び医薬品の研究開発を支援する。また、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）及び公衆の健康に関するドーハ宣言に従い、安価な必須医薬品及びワクチンへのアクセスを提供する。同宣言は公衆衛生保護及び、特に全ての人々への医薬品のアクセス提供にかかる「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）」の柔軟性に関する規定を最大限に行使する開発途上国の権利を確約したものである。
	3. c	開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において保健財政及び保健人材の採用、能力開発・訓練及び定着を大幅に拡大させる。
	3. d	全ての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。
 <p>4. 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>	4. 1	2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、適切かつ効果的な学習成果をもたらす、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了できるようにする。
	4. 2	2030年までに、全ての子供が男女の区別なく、質の高い乳幼児の発達・ケア及び就学前教育にアクセスすることにより、初等教育を受ける準備が整うようにする。
	4. 3	2030年までに、全ての人々が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。
	4. 4	2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。
	4. 5	2030年までに、教育におけるジェンダー格差を無くし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子供など、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。
	4. 6	2030年までに、全ての若者及び大多数（男女ともに）の成人が、読み書き能力及び基本的計算能力を身に付けられるようにする。
	4. 7	2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。

ゴール	ターゲット	
	4. a	子供、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、全ての人々に安全で非暴力的、包摶的、効果的な学習環境を提供できるようにする。
	4. b	2020年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、並びにアフリカ諸国を対象とした、職業訓練、情報通信技術（ＩＣＴ）、技術・工学・科学プログラムなど、先進国及びその他の開発途上国における高等教育の奨学生の件数を全世界で大幅に増加させる。
	4. c	2030年までに、開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国における教員研修のための国際協力などを通じて、質の高い教員の数を大幅に増加させる。
 <p>5. ジェンダー平等を実現しよう ジェンダーの平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う</p>	5. 1	あらゆる場所における全ての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
	5. 2	人身売買や性的、その他の種類の搾取など、全ての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。
	5. 3	未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。
	5. 4	公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、並びに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。
	5. 5	政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。
	5. 6	国際人口・開発会議（ＩＣＰＤ）の行動計画及び北京行動綱領、並びにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。
	5. a	女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、並びに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。
	5. b	女性の能力強化促進のため、ＩＣＴをはじめとする実現技術の活用を強化する。
	5. c	ジェンダー平等の促進、並びに全ての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。
 <p>6. 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>	6. 1	2030年までに、全ての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ均衡的なアクセスを達成する。
	6. 2	2030年までに、全ての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女児、並びに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。
	6. 3	2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。
	6. 4	2030年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。
	6. 5	2030年までに、国境を越えた適切な協力を含む、あらゆるレベルでの統合水資源管理を実施する。
	6. 6	2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。
	6. a	2030年までに、集水、海水淡水化、水の効率的利用、排水処理、リサイクル・再利用技術を含む開発途上国における水と衛生分野での活動と計画を対象とした国際協力と能力構築支援を拡大する。
	6. b	水と衛生に関わる分野の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する。

2. 持続可能な社会構築のための国内外の動向

ゴール	ターゲット	
 <p>7. エネルギーをみんなに そしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>	7.1	2030年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。
	7.2	2030年までに、世界のエネルギー・ミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
	7.3	2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。
	7.a	2030年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。
	7.b	2030年までに、各々の支援プログラムに沿って開発途上国、特に後発開発途上国及び小島嶼開発途上国、内陸開発途上国の全ての人々に現代的で持続可能なエネルギー・サービスを供給できるよう、インフラ拡大と技術向上を行う。
 <p>8. 働きがいも 経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きかいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p>	8.1	各国の状況に応じて、一人当たり経済成長率を持続させる。特に後発開発途上国は少なくとも年率7%の成長率を保つ。
	8.2	高付加価値セクターと労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。
	8.3	生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。
	8.4	2030年までに、世界の消費と生産における資源効率を漸進的に改善させ、先進国主導の下、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組みに従い、経済成長と環境悪化の分断を図る。
	8.5	2030年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きかいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。
	8.6	2020年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。
	8.7	強制労働を根絶し、現代の奴隸制、人身売買を終らせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止及び撲滅を確保する。2025年までに児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する。
	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。
	8.9	2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。
	8.10	国内の金融機関の能力を強化し、全ての人々の銀行取引、保険及び金融サービスへのアクセスを促進・拡大する。
	8.a	後発開発途上国への貿易関連技術支援のための拡大統合フレームワーク（EIF）などを通じた支援を含む、開発途上国、特に後発開発途上国に対する貿易のための援助を拡大する。
	8.b	2020年までに、若年雇用のための世界的戦略及び国際労働機関（ILO）の仕事に関する世界協定の実施を展開・運用化する。
 <p>9. 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>	9.1	全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靭（レジリエント）なインフラを開発する。
	9.2	包摂的かつ持続可能な産業化を促進し、2030年までに各国の状況に応じて雇用及びGDPに占める産業セクターの割合を大幅に増加させる。後発開発途上国については同割合を倍増させる。
	9.3	特に開発途上国における小規模の製造業その他の企業の、安価な資金貸付などの金融サービスやバリューチェーン及び市場への統合へのアクセスを拡大する。
	9.4	2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。
	9.5	2030年までにイノベーションを促進させることや100万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大さ

ゴール	ターゲット
	<p>せるなど、開発途上国をはじめとする全ての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。</p> <p>9.a アフリカ諸国、後発開発途上国、内陸開発途上国及び小島嶼開発途上国への金融・テクノロジー・技術の支援強化を通じて、開発途上国における持続可能かつ強靭（レジリエント）なインフラ開発を促進する。</p> <p>9.b 産業の多様化や商品への付加価値創造などに資する政策環境の確保などを通じて、開発途上国の国内における技術開発、研究及びイノベーションを支援する。</p> <p>9.c 後発開発途上国において情報通信技術へのアクセスを大幅に向上させ、2020年までに普遍的かつ安価なインターネットアクセスを提供できるよう図る。</p>
 10. 人や国の不平等をなくそう 各国内及び各國間の不平等を是正する	<p>10.1 2030年までに、各国の所得下位40%の所得成長率について、国内平均を上回る数値を漸進的に達成し、持続させる。</p> <p>10.2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。</p> <p>10.3 差別的な法律、政策及び慣行の撤廃、並びに適切な関連法規、政策、行動の促進などを通じて、機会均等を確保し、成果の不平等を是正する。</p> <p>10.4 税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。</p> <p>10.5 世界金融市场と金融機関に対する規制とモニタリングを改善し、こうした規制の実施を強化する。</p> <p>10.6 地球規模の国際経済・金融制度の意思決定における開発途上国の参加や発言力を拡大させることにより、より効果的で信用力があり、説明責任のある正当な制度を実現する。</p> <p>10.7 計画に基づき良く管理された移民政策の実施などを通じて、秩序のとれた、安全で規則的かつ責任ある移住や流動性を促進する。</p> <p>10.a 世界貿易機関（WTO）協定に従い、開発途上国、特に後発開発途上国に対する特別かつ異なる待遇の原則を実施する。</p> <p>10.b 各国の国家計画やプログラムに従って、後発開発途上国、アフリカ諸国、小島嶼開発途上国及び内陸開発途上国を始めとする、ニーズが最も大きい国々への、政府開発援助（ODA）及び海外直接投資を含む資金の流入を促進する。</p> <p>10.c 2030年までに、移住労働者による送金コストを3%未満に引き下げ、コストが5%を越える送金経路を撤廃する。</p>
 11. 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する	<p>11.1 2030年までに、全ての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。</p> <p>11.2 2030年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子供、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、全ての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。</p> <p>11.3 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。</p> <p>11.4 世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。</p> <p>11.5 2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。</p> <p>11.6 2030年までに、大気の質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。</p> <p>11.7 2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。</p> <p>11.a 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。</p> <p>11.b 2020年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靭さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組2015-2030に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の</p>

2. 持続可能な社会構築のための国内外の動向

ゴール	ターゲット	
		策定と実施を行う。
	11.c	財政的及び技術的な支援などを通じて、後発開発途上国における現地の資材を用いた、持続可能かつ強靭（レジリエント）な建造物の整備を支援する。
 12. つくる責任 つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する	12.1	開発途上国の開発状況や能力を勘案しつつ、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組み（10YFP）を実施し、先進国主導の下、全ての国々が対策を講じる。
	12.2	2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。
	12.3	2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。
	12.4	2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壤への放出を大幅に削減する。
	12.5	2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
	12.6	特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する。
	12.7	国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。
	12.8	2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようとする。
	12.a	開発途上国に対し、より持続可能な消費・生産形態の促進のための科学的・技術的能力の強化を支援する。
	12.b	雇用創出、地方の文化振興・產品販促につながる持続可能な観光業に対して持続可能な開発がもたらす影響を測定する手法を開発・導入する。
	12.c	開発途上国の特別なニーズや状況を十分考慮し、貧困層やコミュニティを保護する形で開発に関する悪影響を最小限に留めつつ、税制改正や、有害な補助金が存在する場合はその環境への影響を考慮してその段階的廃止などを通じ、各国の状況に応じて、市場のひずみを除去することで、浪費的な消費を奨励する、化石燃料に対する非効率な補助金を合理化する。
 13. 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	13.1	全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。
	13.2	気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。
	13.3	気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。
	13.a	重要な緩和行動の実施とその実施における透明性確保に関する開発途上国のニーズに対応するため、2020年までにあらゆる供給源から年間1,000億ドルを共同で動員するという、UNFCCCの先進締約国によるコミットメントを実施するとともに、可能な限り速やかに資本を投入して緑の気候基金を本格始動させる。
	13.b	後発開発途上国及び小島嶼開発途上国において、女性や青年、地方及び社会的に疎外されたコミュニティに焦点を当てることを含め、気候変動関連の効果的な計画策定と管理のための能力を向上するメカニズムを推進する。 ※国連気候変動枠組条約（UNFCCC）が、気候変動への世界的対応について交渉を行う一義的な国際的、政府間対話の場であると認識している。

ゴール	ターゲット	
 <p>14. 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>	14.1	2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。
	14.2	2020年までに、海洋及び沿岸の生態系に関する重大な悪影響を回避するため、強制性（レジリエンス）の強化などによる持続的な管理と保護を行い、健全で生産的な海洋を実現するため、海洋及び沿岸の生態系の回復のための取組を行う。
	14.3	あらゆるレベルでの科学的協力の促進などを通じて、海洋酸性化の影響を最小限化し、対処する。
	14.4	水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制（IUU）漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。
	14.5	2020年までに、国内法及び国際法に則り、最大限入手可能な科学情報に基づいて、少なくとも沿岸域及び海域の10パーセントを保全する。
	14.6	開発途上国及び後発開発途上国に対する適切かつ効果的な、特別かつ異なる待遇が、世界貿易機関（WTO）漁業補助金交渉の不可分の要素であるべきことを認識した上で、2020年までに、過剰漁獲能力や過剰漁獲につながる漁業補助金を禁止し、違法・無報告・無規制（IUU）漁業につながる補助金を撤廃し、同様の新たな補助金の導入を抑制する。
	14.7	2030年までに、漁業、水産養殖及び観光の持続可能な管理などを通じ、小島嶼開発途上国及び後発開発途上国の海洋資源の持続的な利用による経済的便益を増大させる。
	14.a	海洋の健全性の改善と、開発途上国、特に小島嶼開発途上国および後発開発途上国の開発における海洋生物多様性の寄与向上のために、海洋技術の移転に関するユネスコ政府間海洋学委員会の基準・ガイドラインを勘案しつつ、科学的知識の増進、研究能力の向上、及び海洋技術の移転を行う。
	14.b	小規模・沿岸零細漁業者に対し、海洋資源及び市場へのアクセスを提供する。
	14.c	「我々の求める未来」のパラ158において想起されるとおり、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用のための法的枠組みを規定する海洋法に関する国際連合条約（UNCLOS）に反映されている国際法を実施することにより、海洋及び海洋資源の保全及び持続可能な利用を強化する。
 <p>15. 陸の豊かさも守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>	15.1	2020年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。
	15.2	2020年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。
	15.3	2030年までに、砂漠化に対処し、砂漠化、干ばつ及び洪水の影響を受けた土地などの劣化した土地と土壤を回復し、土地劣化に荷担しない世界の達成に尽力する。
	15.4	2030年までに持続可能な開発に不可欠な便益をもたらす山地生態系の能力を強化するため、生物多様性を含む山地生態系の保全を確実に行う。
	15.5	自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。
	15.6	国際合意に基づき、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を推進するとともに、遺伝資源への適切なアクセスを推進する。
	15.7	保護の対象となっている動植物種の密猟及び違法取引を撲滅するための緊急対策を講じるとともに、違法な野生生物製品の需要と供給の両面に対処する。
	15.8	2020年までに、外来種の侵入を防止するとともに、これらの種による陸域・海洋生態系への影響を大幅に減少させるための対策を導入し、さらに優先種の駆除または根絶を行う。
	15.9	2020年までに、生態系と生物多様性の価値を、国や地方の計画策定、開発プロセス及び貧困削減のための戦略及び会計に組み込む。

2. 持続可能な社会構築のための国内外の動向

ゴール	ターゲット	
	15.a	生物多様性と生態系の保全と持続的な利用のために、あらゆる資金源からの資金の動員及び大幅な増額を行う。
	15.b	保全や再植林を含む持続可能な森林経営を推進するため、あらゆるレベルのあらゆる供給源から、持続可能な森林経営のための資金の調達と開発途上国への十分なインセンティブ付与のための相当量の資源を動員する。
	15.c	持続的な生計機会を追求するために地域コミュニティの能力向上を図る等、保護種の密猟及び違法な取引に対処するための努力に対する世界的な支援を強化する。
 16. 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する	16.1	あらゆる場所において、全ての形態の暴力及び暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。
	16.2	子供に対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。
	16.3	国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、全ての人々に司法への平等なアクセスを提供する。
	16.4	2030年までに、違法な資金及び武器の取引を大幅に減少させ、奪われた財産の回復及び返還を強化し、あらゆる形態の組織犯罪を根絶する。
	16.5	あらゆる形態の汚職や贈賄を大幅に減少させる。
	16.6	あらゆるレベルにおいて、有効で説明責任のある透明性の高い公共機関を発展させる。
	16.7	あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。
	16.8	グローバル・ガバナンス機関への開発途上国の参加を拡大・強化する。
	16.9	2030年までに、全ての人々に出生登録を含む法的な身分証明を提供する。
	16.10	国内法規及び国際協定に従い、情報への公共アクセスを確保し、基本的自由を保障する。
	16.a	特に開発途上国において、暴力の防止とテロリズム・犯罪の撲滅に関するあらゆるレベルでの能力構築のため、国際協力などを通じて関連国家機関を強化する。
	16.b	持続可能な開発のための非差別的な法規及び政策を推進し、実施する。
 17. パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	▼資金	
	17.1	課税及び徵税能力の向上のため、開発途上国への国際的な支援なども通じて、国内資源の動員を強化する。
	17.2	先進国は、開発途上国に対するODAをGNI比0.7%に、後発開発途上国に対するODAをGNI比0.15~0.20%にするという目標を達成するとの多くの国によるコミットメントを含むODAに係るコミットメントを完全に実施する。ODA供与国が、少なくともGNI比0.20%のODAを後発開発途上国に供与するという目標の設定を検討することを奨励する。
	17.3	複数の財源から、開発途上国そのための追加的資金源を動員する。
	17.4	必要に応じた負債による資金調達、債務救済及び債務再編の促進を目的とした協調的な政策により、開発途上国長期的な債務の持続可能性の実現を支援し、重債務貧困国（HIPC）の対外債務への対応により債務リスクを軽減する。
	17.5	後発開発途上国そのための投資促進枠組みを導入及び実施する。
	▼技術	
	17.6	科学技術イノベーション（S TI）及びこれらへのアクセスに関する南北協力、南南協力及び地域的・国際的な三角協力を向上させる。また、国連レベルをはじめとする既存のメカニズム間の調整改善や、全世界的な技術促進メカニズムなどを通じて、相互に合意した条件において知識共有を進める。
	17.7	開発途上国に対し、譲許的・特恵的条件などの相互に合意した有利な条件の下で、環境に配慮した技術の開発、移転、普及及び拡散を促進する。
	17.8	2017年までに、後発開発途上国そのための技術バンク及び科学技術イノベーション能力構築メカニズムを完全運用させ、情報通信技術（ICT）をはじめとする実現技術の利用を強化する。

ゴール	ターゲット	
(キャパシティ・ビルディング)		
17.9	全ての持続可能な開発目標を実施するための国家計画を支援するべく、南北協力、南南協力及び三角協力などを通じて、開発途上国における効果的かつ的をしぼった能力構築の実施に対する国際的な支援を強化する。	
▼貿易		
17.10	ドーハ・ラウンド（DDA）交渉の受諾を含むWTOの下での普遍的でルールに基づいた、差別的でない、公平な多角的貿易体制を促進する。	
17.11	開発途上国による輸出を大幅に増加させ、特に2020年までに世界の輸出に占める後発開発途上国のシェアを倍増させる。	
17.12	後発開発途上国からの輸入に対する特惠的な原産地規則が透明で簡略的かつ市場アクセスの円滑化に寄与するものとなるようにすることを含む世界貿易機関（WTO）の決定に矛盾しない形で、全ての後発開発途上国に対し、永続的な無税・無枠の市場アクセスを適時実施する。	
▼体制面		
(政策・制度的整合性)		
17.13	政策協調や政策の首尾一貫性などを通じて、世界的なマクロ経済の安定を促進する。	
17.14	持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。	
17.15	貧困撲滅と持続可能な開発のための政策の確立・実施にあたっては、各国の政策空間及びリーダーシップを尊重する。	
(マルチステークホルダー・パートナーシップ)		
17.16	全ての国々、特に開発途上国での持続可能な開発目標の達成を支援すべく、知識、専門的知見、技術及び資金源を動員、共有するマルチステークホルダー・パートナーシップによって補完しつつ、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを強化する。	
17.17	さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	
(データ、モニタリング、説明責任)		
17.18	2020年までに、後発開発途上国及び小島嶼開発途上国を含む開発途上国に対する能力構築支援を強化し、所得、性別、年齢、人種、民族、居住資格、障害、地理的位置及びその他各国情事情に関連する特性別の質が高く、タイムリーかつ信頼性のある非集計型データの入手可能性を向上させる。	
17.19	2030年までに、持続可能な開発の進捗状況を測るGDP以外の尺度を開発する既存の取組を更に前進させ、開発途上国における統計に関する能力構築を支援する。	

2.3. 未来を見据えた世界の潮流

(1) 脱炭素に向けた潮流

1) パリ協定の採択・発効

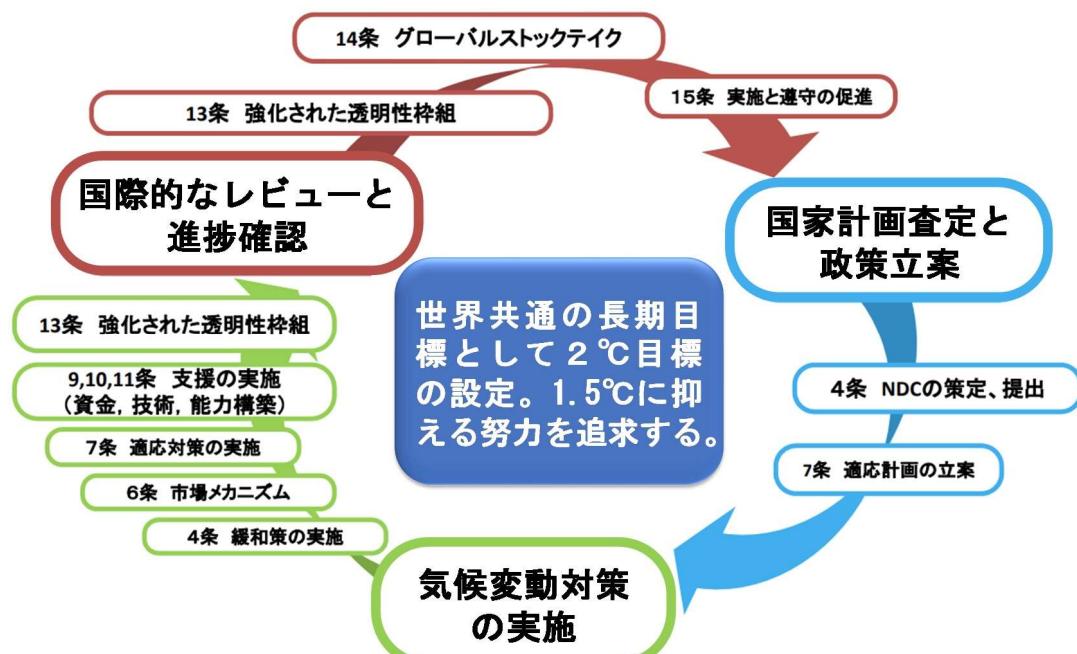
2015年(平成27年)12月の気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)で、「パリ協定」が採択され、2016年(平成28年)11月に発効、日本も同月の8日にパリ協定を批准しました。

パリ協定は、2020年(令和2年)以降の地球温暖化対策の国際的な枠組みであり、先進国や開発途上国の区別なく全ての国が、温室効果ガスの削減に向けて自国の決定する目標を提出し、目標達成に向けた取組を実施すること等を規定した公平かつ実効的な枠組みです。産業革命後の地球の平均気温上昇を2℃より十分下方に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること等を目的としており、この目的を達成するため、今世紀後半に「人為的な温室効果ガスの排出と吸収のバランスを達成すること(=カーボンニュートラル)」を目指しています。

表 2-2 パリ協定の概要

目的	世界共通の <u>長期目標</u> として、産業革命前からの平均気温の上昇を2℃より十分下方に保持。1.5℃に抑える努力を追求。
目標	上記の目的を達するため、 <u>今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出と吸収のバランスを達成</u> できるよう、排出ピークをできるだけ早期に迎え、最新の科学に従って <u>急激に削減</u> 。
各国の目標	各国は、約束(削減目標)を作成・提出・維持する。削減目標の目的を達成するための国内対策をとる。 <u>削減目標は、5年毎に提出・更新し、従来より前進を示す</u> 。
長期戦略	<u>全ての国が長期の低排出開発戦略</u> を策定・提出するよう努めるべき。(COP決定で、2020年までの提出を招請)
グローバル・ストックテイク (世界全体での棚卸し)	<u>5年毎に全体進歩を評価</u> するため、協定の実施を定期的に確認する。世界全体の実施状況の確認結果は、各国の行動及び支援を更新する際の情報となる。

(出典：環境省「パリ協定の概要」)



(出典：環境省「パリ協定の概要」)

図 2-2 パリ協定のフレームワーク

2) 脱炭素に向け加速する動き

脱炭素に向けた動きは世界的に加速しており、2021年(令和3年)10月に開催されたCOP26(国連気候変動枠組み条約第二十六回締結国会議)が終了した同年11月時点で、日本を含む154カ国・1地域が2050年(令和32年)等の年限を区切ったカーボンニュートラルの実現を表明しています。



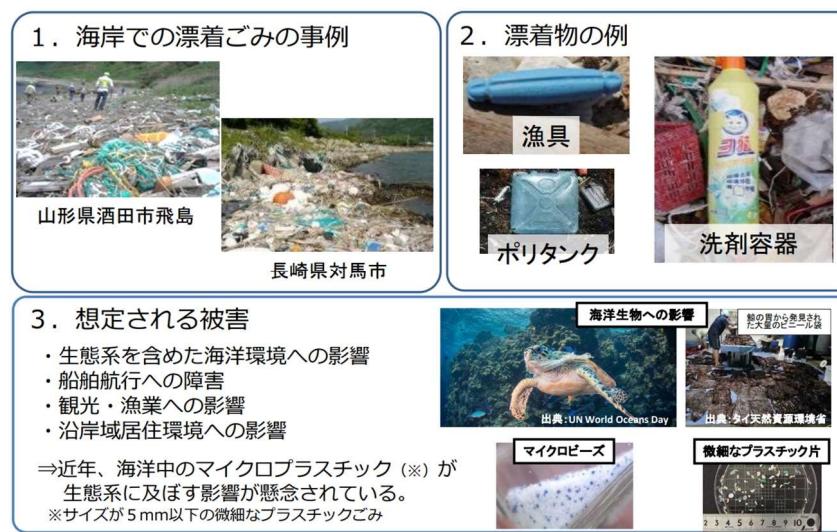
(出典：経済産業省「令和3年度エネルギーに関する年次報告（エネルギー白書2022）」)

図 2-3 年限付きのカーボンニュートラルを表明した国・地域

これらの国におけるCO₂排出量とGDPが世界全体に占める割合は、それぞれ79%、90%に達しました。COP26では、パリ協定第6条に基づく「市場メカニズム」の実施指針が長年の交渉の末に合意され、パリ協定のルールブックが完成したり、インドが2070年(令和52年)カーボンニュートラルを宣言したり、脱炭素に向けた国際的なルール作りや機運の醸成に進展が見られました。

(2) その他の地球環境問題解決に向けた潮流

気候変動以外に深刻化している地球環境問題として、海洋プラスチックごみ汚染が挙げられます。海洋プラスチックごみ問題は地球規模の課題であり、国際的な連携の下で取組を進めていくことが重要です。2019年(令和元年)にG20大阪サミットが開催され、海洋プラスチックごみに関して2050年(令和32年)までに追加的な汚染をゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」がG20首脳間で共有されました。

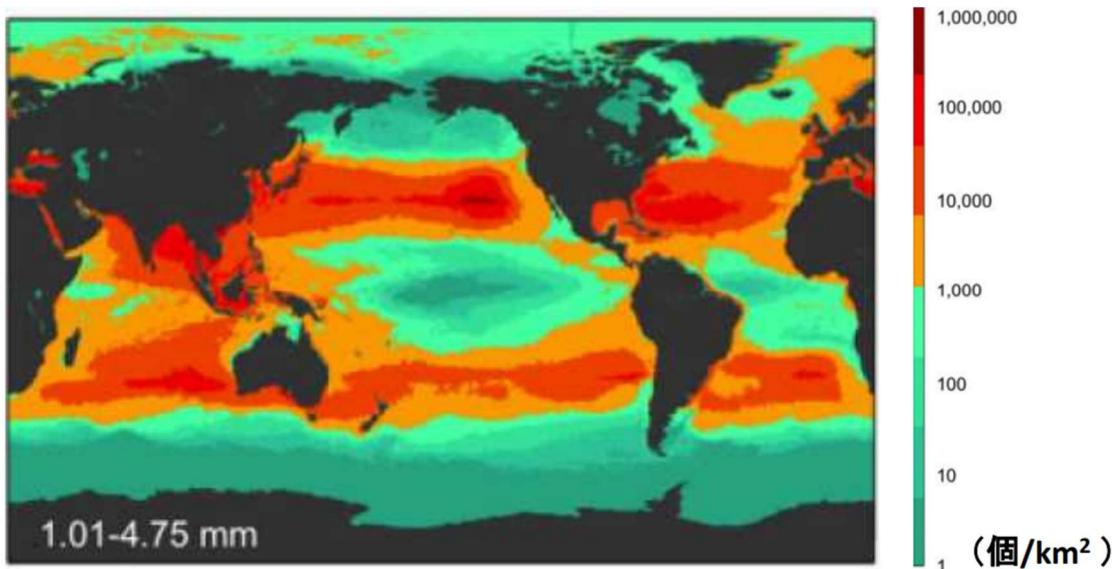


(出典：環境省「海洋プラスチック問題について」)

図 2-4 海洋プラスチック問題の現状

2. 持続可能な社会構築のための国内外の動向

- ・海洋プラスチックによる海洋汚染は地球規模で広がっている。
- ・北極や南極でもマイクロプラスチックが観測されたとの報告もある。



(出典：環境省「海洋プラスチック問題について」)

図 2-5 マイクロプラスチック (1~4.75mm) の密度分布 (モデルによる予測) (世界の分布)

2.4. 日本国内の主な動き

(1) 国の動き

1) 2050年カーボンニュートラル宣言

日本では、2020年(令和2年)10月の臨時国会にて、菅義偉内閣総理大臣(当時)が「2050年カーボンニュートラル宣言」を行い、2050年(令和32年)までに温室効果ガスの排出量を全体としてゼロとする、脱炭素社会の実現を目指すことが宣言されました。また、2021年(令和3年)4月に、2030年度(令和12年度)に温室効果ガス46%削減(2013年度比)の目標値を設定し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていくことを表明しました。

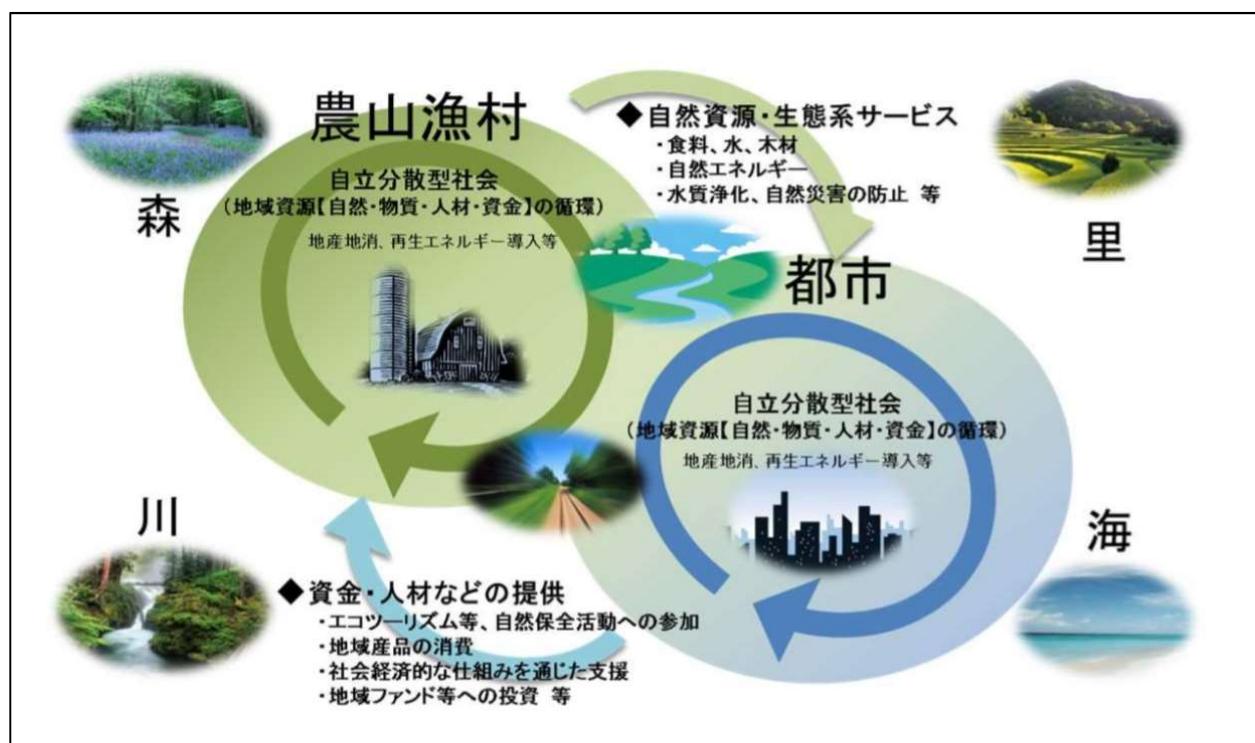
2021年(令和3年)5月には、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正が行われ、2020年(令和2年)10月に宣言された「2050年カーボンニュートラル」を基本理念として法に位置づけるとともに、その実現に向けて地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化の取組や、企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化を推進する仕組み等が定められました。

2021年(令和3年)10月22日には、「第6次エネルギー基本計画」および「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、2050年カーボンニュートラルや2030年度(令和12年度)の温室効果ガス排出削減目標の実現に向けたエネルギー政策の道筋が示されるとともに、2030年度(令和12年度)の温室効果ガス削減目標の裏付けとなる対策・施策および新目標実現への道筋が示されました。

2) 地域循環共生圏(国の第五次環境基本計画)

2018年(平成30年)4月に閣議決定された「第五次環境基本計画」では、SDGsの考え方も活用しながら分野横断的な6つの「重点戦略」を設定し、環境政策による経済・社会的課題の「同時解決」を実現していくこととしています。その中で、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱し、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し、支え合う取組を推進していくとしています。

地域循環共生圏は、農山漁村、都市が存在するなかで、できるだけ自然の恵みを引き出して、地産地消、自立分散型のエネルギー、食料といったものを循環させることがテーマとなっています。都市の生活は、水や空気や森林を供給してくれる農山漁村によって支えられています。しかし、その一方で農山漁村には人が少ないという状況があるため、都市から農山漁村にお金や人材を供給します。このように、農山漁村と都市、それぞれができるだけ自立しながら、お互いに資源を補完して支え合う概念が地域循環共生圏です。

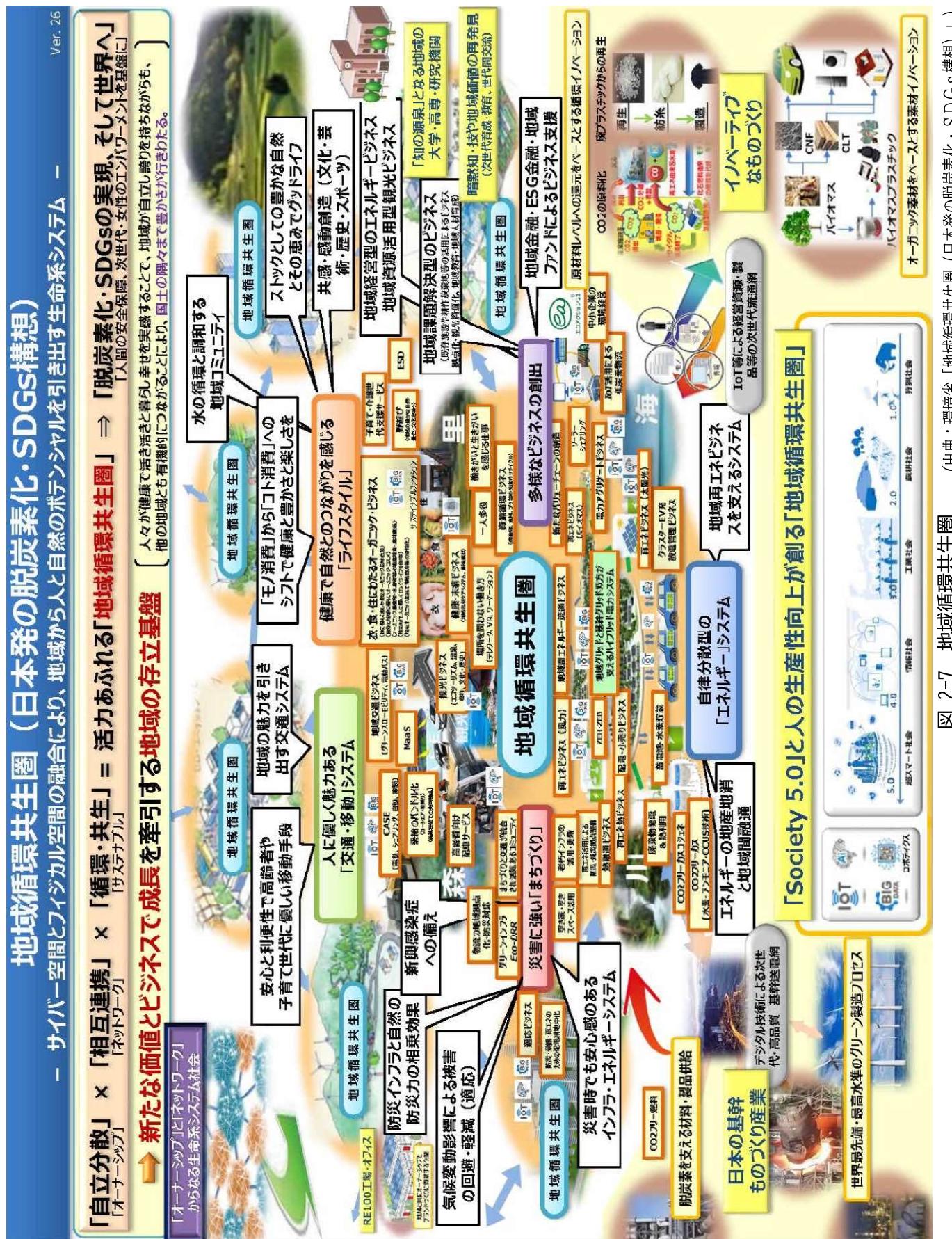


(出典：環境省「第五次環境基本計画の概要」)

図 2-6 地域循環共生圏の概念図

地域循環共生圏の視点は、エネルギー、交通・移動システム、災害に強いまちづくり、衣食住の日々の生活者としてのライフスタイル等があり、それらすべてを落とし込んだものが、次ページに示す「地域循環共生圏(日本発の脱炭素化・SDGs構想)」です。

2. 持続可能な社会構築のための国内外の動向



(出典：環境省「地域循環共生圏（日本発の脱炭素化・SDGs構想）」)

3) Society5.0による新技術への取組

Society5.0は、サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会であり、日本が目指すべき未来社会の姿とされています。

Society5.0の実現によって、気象情報や発電所の稼働状況、各家庭におけるエネルギー使用状況等のビッグデータを解析することで、エネルギー分野、地球温暖化に対する課題解決に活用できます。

例えば、的確な電力需要予測や気象予測を踏まえた再生可能エネルギーによるエネルギー供給、水素の製造やEVを活用したエネルギーの地産地消や地域間での効率的な利用、電力供給予測に応じた適切な電力使用の提案による家庭での省エネ化等の実現が期待されます。その結果、社会全体としてもエネルギーの安定供給や温室効果ガス排出量の削減といった環境負荷の軽減も可能となります。

(2) 岐阜県の動き

1) 岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画の策定

岐阜県は、地球温暖化防止に地域から積極的に貢献していくため、2011年(平成23年)6月に岐阜県の区域に関する温室効果ガス排出量の削減に関する中期目標及び長期目標並びに中期目標達成に向けた取組等について定めた「岐阜県地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定しました。2021年(令和3年)3月には、「地方公共団体実行計画(区域施策編)」、「地域気候変動適応計画」、「地球温暖化防止・気候変動適応計画」の3つの位置づけとして、「岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画」を策定しました。また、2020年(令和2年)12月には、2050年(令和32年)までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする「脱炭素社会ぎふ」の実現を目指すことを表明しました。

「脱炭素社会ぎふ」の実現に向け、岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例の制定、岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画の策定を通じ、県民、事業者と行政等あらゆる主体が連携しながら、地球温暖化対策を進めていくこととしています。

2) 岐阜県環境基本計画の策定

岐阜県は、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、2021年(令和3年)3月に「第6次岐阜県環境基本計画」を策定しました。

当該計画の基本理念「自然と人が共生する持続可能な『清流の国ぎふ』の実現」のため、取組方針として「環境・経済・社会の好循環により魅力と活力を生み出す地域づくり(地域循環共生圏の創造)」及び「『清流の国ぎふ』に誇りと愛着を持ち、未来につなぐ人づくり」を掲げ、以下の基本施策を実施していくものとしています。

基本施策1 「脱炭素社会ぎふ」の実現と気候変動への適応

基本施策2 資源循環型社会の形成

基本施策3 美しく豊かな環境との共生

基本施策4 安全・安心な生活環境の確保

基本施策5 未来につなぐ人づくりとライフスタイルの変容

(出典：第6次岐阜県環境基本計画)

(3) 大野町の動き

1) 大野町ゼロカーボンシティ宣言

本町では、地球温暖化の影響と思われる集中豪雨や巨大化した台風の接近により、農作物に対する被害の拡大や長時間に及ぶ停電の発生等、生活を脅かす事態が発生しています。

地球温暖化対策として、日本は2020年(令和2年)10月に、2050年(令和32年)までに温室効果ガス排出実質ゼロ(カーボンニュートラル)を目指すことを表明しました。一方で、2021年(令和3年)10月に開催されたCOP26(国連気候変動枠組み条約第二十六回締結国会議)において、現状の取組が不十分であるという危機感が示されことから、今後、日本国内においても、排出量削減については、さらに高い目標に挑戦していくことになります。

そうした中、本町は2021年(令和3年)12月7日に「ゼロカーボンシティ」を目指すことを宣言しました。豊かな自然環境の維持と経済が調和し、町民が快適に、また安心して住むことができる環境を次世代に引き継ぐため、2050年(令和32年)までに二酸化炭素排出を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を目指しています。

本計画との関連については、脱炭素社会の構築に向け、推進を加速していくため、本町を含む全国のゼロカーボン市区町村協議会に加盟している自治体等と、地域特性等背景の違う状況において、情報共有を行い、具体的な取組について協議し、効果的に施策を進めるために、本計画にフィードバックしていきます。

また、近隣の市町に対しても、本町の地球温暖化対策への取組状況等明確にし、今後の協力体制の整備を目指していきます。

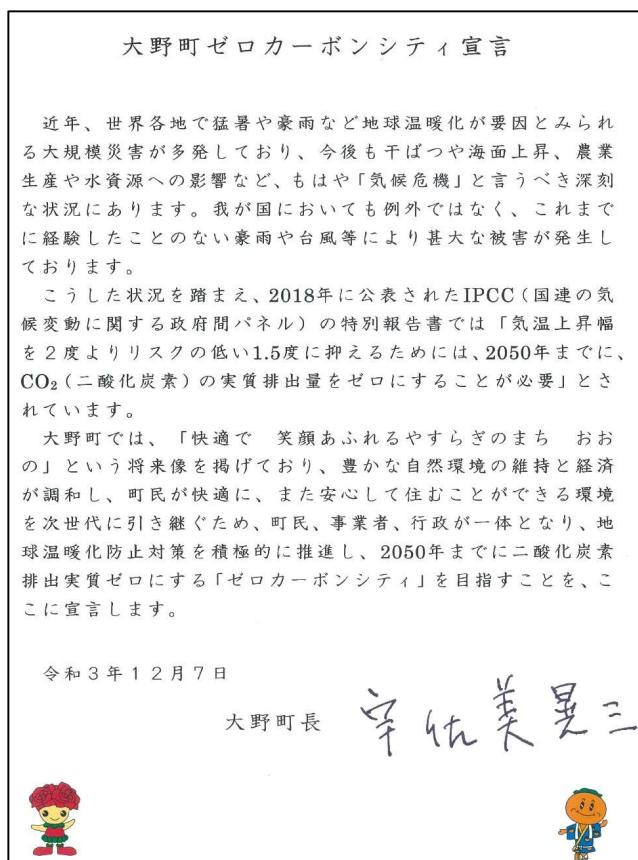


図 2-8 大野町ゼロカーボンシティ宣言書

2) 大野町第六次総合計画後期基本計画の策定

本町は、2016年(平成28年)3月に「大野町第六次総合計画」を策定、2020年(令和2年)3月に「後期基本計画」として改定し、2024年度(令和6年度)を目標年次として、将来像である「快適で 笑顔あふれるやすらぎのまち おおの」の実現を目指して、計画的なまちづくりを推進しています。

当該計画では、「生活・環境分野」のまちづくりの基本目標「快適な暮らしを支える自然と共生した持続可能なまち」の達成に向け、「清流や山々に育まれた豊かな自然環境との共生を重視し、低炭素社会や循環型社会の実現、大気・水・生物多様性への配慮等を通して、『エコタウンおおの』の実現に向け、環境への負荷が少ない、持続可能なまちづくりを進めます。」としています。

3) エコタウンおおの基本計画に基づく取組

本町は、豊かで快適な環境の保全及び創出を図るため、2003年(平成15年)3月に「大野町環境基本条例」を制定、同年4月に施行し、豊かで快適な環境の保全及び創出に関する施設の総合的かつ計画的な推進を図るため、「大野町環境基本計画」を定めるものとしました。

2011年(平成23年)12月に「(第一次)大野町環境基本計画」を策定し、2015年(平成27年)3月に「エコタウンおおの基本計画(第二次大野町環境基本計画)」を策定、その後、2020年(令和2年)3月に内容を見直し、「後期計画」(前計画)として改定しました。

当該計画に基づき、各種施策を総合的・計画的に推進し、各種課題に対応してきた一方で、引き続き対応しなければならない課題も数多く残されています。